

簡易版

練馬区資源・ごみの分け方と出し方

地域別収集曜日一覧

令和 8 年10月版
(2026 年)

	町 名	可燃 ごみ	不燃ごみ	プラ 古紙	びん 缶	ペット ボトル
あ	旭 丘	水・土	第1・3(月)	火	火	火
	旭 町	都営光が丘第一アパート	火・金	第2・4(土)	木	水
		上記以外の地域	火・金	第2・4(土)	木	月
	大泉学園町	1丁目	水・土	第2・4(月)	金	金
		2・3丁目	水・土	第2・4(木)	金	金
		4～7丁目	水・土	第1・3(木)	火	金
		8・9丁目	水・土	第1・3(月)	火	金
	大 泉 町	1～4丁目	水・土	第1・3(月)	火	水
		5・6丁目	水・土	第2・4(月)	金	水
か	春 日 町	水・土	第2・4(木)	金	金	金
	上石神井	1丁目	月・木	第1・3(火)	水	土
		2～4丁目	火・金	第2・4(水)	木	土
	上石神井南町	月・木	第1・3(火)	水	木	木
	北 町	1～3・5～8丁目	火・金	第1・3(土)	月	水
		2丁目練馬北町宿舍A～F棟	火・金	第1・3(木)	月	水
		4丁目(自衛隊官舎)	水・土	第1・3(木)	月	金
	向 山	月・木	第2・4(金)	土	木	木
	小 竹 町	水・土	第1・3(月)	火	火	火
さ	栄 町	水・土	第1・3(月)	火	火	火
	桜 台		水・土	第1・3(木)	火	火
			水・土	第1・3(木)	火	火
	下石神井	1・3丁目	月・木	第2・4(火)	土	火
		2・4～6丁目	月・木	第1・3(火)	水	火
	石神井台	1・2丁目	火・金	第2・4(水)	木	土
		3丁目	火・金	第1・3(水)	月	土
		4・5・7・8丁目	火・金	第2・4(土)	木	土
		6丁目	火・金	第1・3(土)	月	土
	石神井町	1丁目	月・木	第2・4(金)	土	水
		2・4・7・8丁目	火・金	第1・3(水)	月	水
		3・6丁目	火・金	第2・4(水)	木	水
		5丁目	月・木	第1・3(火)	水	水
	関 町 北	1～3丁目	月・木	第1・3(金)	水	木
		4・5丁目	火・金	第2・4(土)	木	木
	関 町 東	1丁目	月・木	第1・3(火)	水	木
		2丁目	火・金	第2・4(水)	木	木
	関 町 南	1丁目	月・木	第1・3(火)	水	木
		2～4丁目	月・木	第1・3(金)	水	木
た	高 野 台	月・木	第2・4(金)	土	火	火
	高 松	1～5丁目	月・木	第2・4(金)	土	月
		6丁目	火・金	第2・4(土)	木	月

町 名			可燃 ごみ	不燃ごみ	プラ 古紙	びん 缶	ペット ボトル
た	田 柄	1～5丁目(下記地域を除く)	火・金	第2・4(水)	木	金	金
		2丁目 42番 4～6号棟	火・金	第2・4(水)	木	火	木
	立 野 町		月・木	第1・3(金)	水	木	木
	土 支 田		火・金	第2・4(土)	木	月	月
	豊 玉 上	1丁目	水・土	第1・3(月)	火	土	土
		2丁目	月・木	第1・3(火)	水	土	土
	豊 玉 北	1～4丁目	月・木	第1・3(火)	水	土	土
		5・6丁目	月・木	第1・3(金)	水	土	土
	豊 玉 中	1・2丁目	月・木	第1・3(火)	水	土	土
		3・4丁目	月・木	第1・3(金)	水	土	土
	豊 玉 南		月・木	第1・3(火)	水	土	土
	な	中 村	1・2丁目	月・木	第1・3(金)	水	木
3丁目			月・木	第2・4(火)	土	木	木
中 村 北		1・2丁目	月・木	第1・3(金)	水	木	木
		3・4丁目	月・木	第2・4(火)	土	木	木
中 村 南		1・2丁目	月・木	第1・3(金)	水	木	木
		3丁目	月・木	第2・4(火)	土	木	木
西 大 泉		1～3丁目	水・土	第2・4(木)	金	金	金
		4～6丁目	水・土	第1・3(木)	火	金	金
西大泉町			水・土	第1・3(木)	火	金	金
錦			火・金	第1・3(水)	月	水	水
貫 井		1～4丁目	月・木	第2・4(火)	土	月	月
		5丁目	月・木	第2・4(金)	土	月	月
練 馬		1丁目	水・土	第1・3(木)	火	木	木
		2～4丁目	水・土	第2・4(月)	金	木	木
は	羽 沢		水・土	第1・3(月)	火	火	火
	早 宮	1～3丁目	水・土	第2・4(月)	金	金	金
		4丁目	水・土	第2・4(木)	金	金	金
	東 大 泉	1～3・5丁目	水・土	第2・4(月)	金	月	月
		4丁目	水・土	第2・4(木)	金	月	月
		6・7丁目	火・金	第1・3(土)	月	月	月

不燃ごみ収集日(月2回)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2 1回目	3	4
5	6 1回目	7	8	9 2回目	10	11
12	13 2回目	14	15	16 3回目	17	18
19	20 3回目	21	22	23 4回目	24	25
26	27 4回目	28	29	30	31	

不燃ごみの収集は月2回です。

- ・「第1・第3月曜日」とは、月の1回目と3回目の月曜日、「第2・第4月曜日」とは、月の2回目と4回目の月曜日という意味です。
- ・「5回目」は不燃ごみの収集はありません。

例えば左のカレンダーだと、不燃ごみの収集が第1・第3月曜日の場合、6日と20日が収集日となります。

※29日から31日は「5回目」となりますので不燃ごみの収集はありません。

町 名			可燃 ごみ	不燃ごみ	プラ 古紙	びん 缶	ペット ボトル
は	光 が 丘	1丁目1番1号棟	火・金	第1・3(土)	月	火	木
		1丁目2番2号棟、2丁目9番	月・木	第1・3(金)	水	月	木
		1丁目3番3号棟、2丁目4番	水・土	第1・3(木)	火	火	木
		1丁目6番、2丁目2番	火・金	第2・4(土)	木	月	木
		2丁目7・8番	水・土	第2・4(木)	金	火	木
		2丁目10番、3丁目9番1・2号	火・金	第1・3(土)	月	月	木
		3丁目3番1～4号	火・金	第2・4(土)	木	木	木
		3丁目3番5～9号	水・土	第2・4(木)	金	金	木
		3丁目7番	水・土	第1・3(木)	火	金	木
		3丁目8番	火・金	第1・3(土)	月	木	木
		3丁目9番3号	水・土	第1・3(木)	火	月	木
		5丁目2番	火・金	第2・4(土)	木	水	木
		5丁目5番	月・木	第1・3(金)	水	水	木
		5丁目6番、6丁目	月・木	第2・4(金)	土	水	木
		7丁目3番1・2・6・7号	月・木	第1・3(金)	水	木	木
		7丁目3番3・4号	月・木	第2・4(金)	土	木	木
		7丁目6番1～3号、7番	月・木	第1・3(金)	水	土	木
		7丁目6番5～19号	月・木	第2・4(金)	土	土	木
		7丁目8番	水・土	第1・3(木)	火	土	木
	氷 川 台		火・金	第1・3(水)	月	水	水
	富士見台		月・木	第2・4(火)	土	火	火
平 和 台	1・3丁目	火・金	第1・3(水)	月	水	水	
	2・4丁目	火・金	第1・3(土)	月	水	水	
ま	南 大 泉	1・3・4丁目	火・金	第1・3(土)	月	月	月
		2丁目	火・金	第2・4(土)	木	月	月
		5・6丁目	水・土	第2・4(木)	金	月	月
	南 田 中		月・木	第2・4(火)	土	火	火
	三 原 台	1・3丁目	火・金	第1・3(水)	月	水	水
		2丁目	水・土	第1・3(月)	火	水	水
や	谷 原	1～5丁目	月・木	第2・4(金)	土	水	水
		6丁目	水・土	第1・3(月)	火	水	水

資源・ごみの出し方のルール

- 資源・ごみは種類ごとに分別して出してください。分別されていないものは収集できません。
- 可燃ごみ・不燃ごみ・プラスチック・古紙は朝8時までに集積所に出してください。
びん・缶・ペットボトルは朝9時までに回収場所に出してください。
- 集積所や回収場所の周辺には、回収されて困るものは置かないでください。
- 一般家庭から、一度に45ℓのごみ袋3袋を超えて出す場合は有料になります。

問合せ先

①～⑤について
〒176・179にお住まいの方
練馬清掃事務所
TEL 03-3992-7141
〒177・178にお住まいの方
石神井清掃事務所
TEL 03-3928-1353

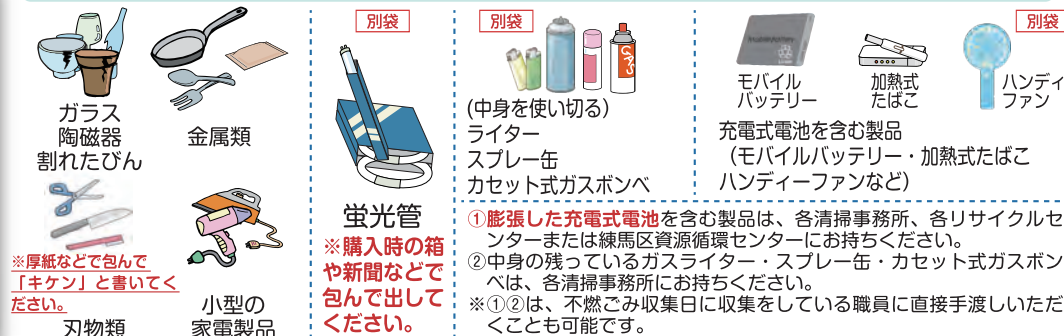
⑥～⑩について
清掃リサイクル課
TEL 03-5984-1097

① 週2回 可燃ごみ



- 燃えるもの（布、プラスチックなど）と金属などの混合物は、分解できるものはできるだけ分解して出してください。
- 串など鋭利なものは、紙などに包んで「キケン」と表示してください。

② 月2回 不燃ごみ



透明や半透明の袋またはごみ容器に入れて集積所に出してください。



以下の品目は別袋でお出ください。

- ・蛍光管
- ・充電式電池を含む製品
- ・ライター
- ・スプレー缶
- ・カセット式ガスボンベ



製品プラスチックは容器包装プラスチックと分けずにそのまま袋に入れ出してください。また、二重袋にせず小袋に入れたものはそのまま出してください。

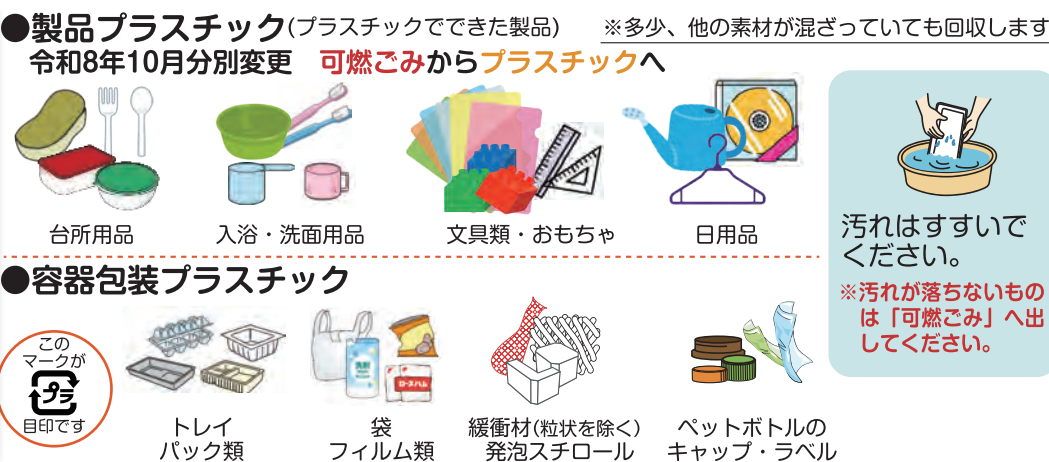


回収日の朝、区が設置する回収用コンテナ（袋）に出してください。（静かに入れてください。）

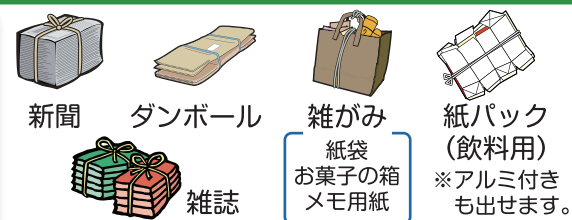


③ 資源 週1回 プラスチック

※プラスチックでできたもの

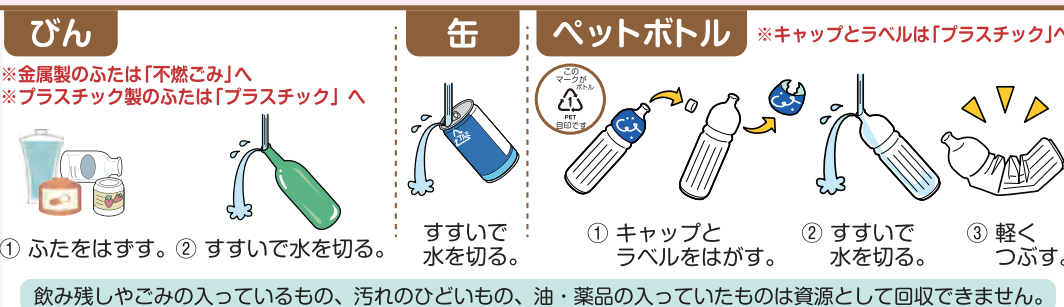


④ 資源 週1回 古紙

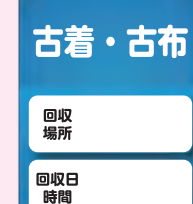


種類ごとにひもで束ねて出してください。メモ用紙ほどの小さい紙や小さい空き箱は、雑誌などに挟むか、紙袋（ビニールコーティングされていないもの）に入れて出してください。窓付き封筒やティッシュの箱は、ビニールをはずして出してください。

⑤ 資源 週1回 飲食用 びん・缶 ペットボトル

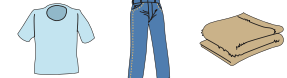


⑥ 資源 古着・古布



○ 出せるもの

シャツ・下着・ジーンズなど
身につけるすべての衣類・
毛布・シーツ など



※回収場所と回収時間は、冊子「練馬区資源・ごみの分け方と出し方」をご確認ください。

× 出せないもの

汚れのあるもの・じゅうたん・ふとん
・かばん・靴・綿の入っているもの・
電動ファン付き衣類 など

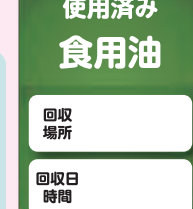


・洗うなどして、きれいな状態にしてください。
・透明や半透明の袋に入れて出してください。



回収日に決められた場所・時間にお持ちください。

⑦ 資源 使用済み 食用油



○ 出せるもの

植物油
（サラダ油・ごま油
オリーブオイルなど）

× 出せないもの

ラードなどの動物性脂
ドレッシング・醤油
パーム油・灯油
エンジンオイル・固まった油
など



- 油を十分に冷ます。
- ペットボトルに入れる。
- キャップをしっかりと閉める。

※未開封のものはそのまま出してください。

※回収場所と回収時間は、冊子「練馬区資源・ごみの分け方と出し方」をご確認ください。

⑧ 資源 乾電池



区立施設と回収協力店、電器店などに設置している回収ボックスに入れてください。

- ※回収場所は、冊子「練馬区資源・ごみの分け方と出し方」をご確認ください。
- ※電池の両極にテープ等を貼り、絶縁して出してください。
- ※回収場所に出せない場合は、絶縁して不燃ごみへ出してください。



⑨ 資源 充電式電池



一般社団法人JBRCがリサイクル事業として回収を行っています。区内の電器店やスーパーマーケットなどにある「充電式電池リサイクルボックス」（例：右の写真）に入れてください。区役所西庁舎1階入口・石神井清掃事務所・練馬区資源循環センター・リサイクルセンター（豊玉・春日町・関町・大泉）にも設置しています。

- ※電池の両極にテープ等を貼り、絶縁して出してください。回収場所に出不せない場合は、絶縁して不燃ごみへ出してください。充電式電池が膨張している場合は不燃ごみの欄をご覧ください。



⑩ 資源 小型家電 (13品目)



※回収場所は、冊子「練馬区資源・ごみの分け方と出し方」をご確認ください。

収集 できません

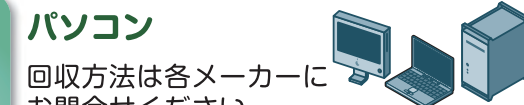
有害なもの・危険なもの
石油類・薬品類・塗料・自動車のバッテリー（鉛蓄電池）など
区では収集運搬、処理が困難なもの
タイヤ・ピアノ・消火器・石・土・砂・ブロック・コンクリート片など

メーカーまたは購入した
お店に引き取ってもらうか、
専門の業者に処理を
依頼してください。



区では 収集して いません

リサイクル料金、
収集運搬料金が
必要です。



回収方法は各メーカーに
お問合せください。
引取メーカーが不明な場合は、

パソコン3R推進協会

☎ 03-5282-7685 へ



**エアコン・テレビ・冷蔵庫
冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機**

買替え店または処分する商品を購入した
お店に引取りを依頼してください。

引取先がない場合は、
家電リサイクル受付センター

☎ 0570-087200 (ナビダイヤル) へ



粗大ごみ受付センター

☎ 03-5703-5399

受付時間 月～土（年末年始を除く）
8時～19時

インターネット申込みもできます（24時間受付）
区ホームページ「粗大ごみ」で検索



※おおむね
30cm角超

※粗大ごみの一部は再利用しています。
※分解・切断しても粗大ごみです。

資源・ごみ 分別アプリ



ごみに関する情報は練馬区資源・ごみ
分別アプリでも調べられます！

